

性犯罪者対策

アメリカのメーガン法と日本の出所情報提供制度

レポーター:向田沙織 ディスカッション:丹治沙月、畝田谷英万

1 はじめに

2004年に起きた奈良女児誘拐殺人事件をきっかけに、子どもを狙った性犯罪者による再犯防止対策を講じることが急務であるとの声が高まってきた。アメリカで運用されている「メーガン法」と同様の法制度を日本にも導入しようとの動きもあったが、受刑者の人権やプライバシー権を著しく侵害する内容であり、日本には馴染まないとされ見送られた。そこで2005年6月に警察庁が発出したのが法務省と連携をとる「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置制度」である。

今回のレポートではまずアメリカの性犯罪者登録法であるメーガン法の概要、問題点、そしてその次に我が国の性犯罪者対策としての子ども対象・暴力的性犯罪の出所者の再犯防止措置の概要、見直しそして問題点を見ていく。最後に見直しを経た現行制度の改善として同制度対象者への住所登録・更新義務化、また再犯防止措置対象者の立ち入り禁止区域の設置を私案として述べる。

2 メーガン法

2-1 メーガン事件からメーガン法成立まで

メーガン事件…1994年7月にニュージャージー州でメーガン・カンカちゃん7歳が向かいに住む容疑者に強姦・殺害された後、近くの公園のトイレに遺棄された事件
→同容疑者が過去2回、子どもに対する性犯罪で有罪判決を受けていた事実が判明。またメーガンの両親含む近隣住民がその事を知らなかったことが問題になった。
メーガンの両親による「もし、われわれが彼の前歴を知っていたならば、彼に近づかないように、娘に言い聞かせていたであろうし、こんな酷いことにはならなかったはずである」、「住民には、近くに引っ越してきた性犯罪者の存在を知る権利がある。当局は、性犯罪者の名前と住所を地域住民に告知すべきである」¹という主張が多くの共感を呼んだ。

1994年10月 ニュージャージー州法「メーガン法」成立

1996年5月17日 連邦版メーガン法成立

※これは連邦にもともとあった「ジェイコブ・ヴェターリング子どもに対する犯罪及び性的暴力犯罪者の登録法(Jacob Wetterling against Children and Sexually Violent Offender

¹藤本哲也「メーガン法って知ってますか?」、『戸籍時報』1999年11月号 No508 55頁

Registration Act)」を厳格化する形で、成立。

2-2 ニュージャージー州のメーガン法²

①対象者：性犯罪を犯した者、あるいは性犯罪を犯したが精神異常(insanity)を理由として無罪となった者

②対象犯罪：加重性的暴行や、性的暴行、加重性犯罪、誘拐など

③登録様式：1、有罪判決から、もしくは出所してから15年間、再犯のおそれがないと判断されるまで登録義務を負う。(※これは法律施行前に性犯罪を犯した者や、他州で性犯罪を理由に有罪判決を受けたものにも義務付けられる)
2、登録義務者が住所を変更する場合、現在登録している法執行機関に申し出、移住する少なくとも10日前に適切な法執行機関のもとに登録し直す義務を負う。
3、登録義務者は、犯した性犯罪の種類によって90日ごとあるいは毎年、適切な法執行機関に立証・更新しなければならない。

④登録情報：氏名、別名、性別、誕生日、顔写真、犯罪歴、指紋、DNAサンプル、社会保険番号、自動車登録番号、勤務先、人種、身長・体重、髪と瞳の色、有罪判決の年月日及び場所、起訴番号、性犯罪の簡潔な記述など

⑤情報通知の方法：定められたガイドラインに沿って登録義務者を再犯危険度レベル1-3に分け、そのレベルごとに決められた範囲に情報が通知される。

危険度レベル1(再犯のおそれが最も少ない)→その性犯罪者と遭遇しがちな法執行機関、つまり性犯罪者が居住を予定している地域の警察のみに情報が送られる

危険度レベル2(中程度)→所轄の警察に加えて学校、宗教団体や青少年のためのプログラムを実施するその地域社会の諸組織に通知される

危険度レベル3(再犯のおそれが最も高い)→その性犯罪者が遭遇しがちな人々、つまり性犯罪者が居住予定の地域に登録情報が警察によって通知される。

²平山真理「アメリカ合衆国のメーガン法の成立とその实际的帰結」、『犯罪と非行』2000年8月号 No125 89-95頁

※なお、通知される情報は「氏名、特徴、写真、住所、雇用ないし通学の場所、自動車の種類とプレートナンバー」であり、社会保険番号や性犯罪についての記述などは含まれない。

2-3 メーガン法の合憲性

メーガン法は情報の通知部分によって性犯罪者の更生・社会復帰を著しく妨げるものであるため、性犯罪者から違憲であるとの多くの申し立てがされている。主な論点は次の4点である。

①法施行前に犯された犯罪も対象になるというのは事後法の禁止に違反した遡及罰にあたるのではないか？

②一定の刑期を終えたにも関わらず、個人情報登録の義務を負ったり、その情報を社会に通知するのは追加的な懲罰であって二重罰にあたるのではないか？

③再犯可能性がないことを証明する機会がないこと、また情報告知によってプライバシー権を侵害することは適正手続きに違反しているのではないか？

④子どもに対する性犯罪を犯した者だけが登録を義務付けられる点と再犯可能性が高い者のみが社会に情報を公開されるという点は平等保護条項に違反しているのではないか？

2-4 メーガン法の実質的機能への疑問点

アメリカ社会ではメーガン法を支持している国民が多い。しかし、犯罪者の把握可能性、メーガン法自体の性犯罪対策に対する有効性への疑問や犯罪者迫害機能の点などから批判の声は強い。

①犯罪者の把握可能性：性犯罪は被害者が通報をしないケースが多く、その理由として加害者が被害者の家族や親戚、知り合いであることが多いことがある。また、メーガン法による通知処分の対象である性犯罪を行ったとしても、答弁取引でその罪を軽減された性犯罪者はメーガン法の対象から外れるということもある。

→ 登録情報を通知されるのは一部の性犯罪者にすぎないのではないか？

②性犯罪対策への有効性：性犯罪者についての登録情報はその性犯罪者の居住区域を管轄する警察によって地域住民に通知される。これは意味をかえせば潜在的被害者といえる一般市民がその性犯罪者の居住区域と同じでない情報は通知されないということ。

→ 性犯罪者が自分の顔の知られていない自分の居住する司法管轄区以外で再犯を犯す場

合はメーガン法の効果がなく、「犯罪の転移」が起こる可能性がある。

③犯罪者迫害機能：同法施行以前から懸念されていた地域社会から性犯罪者に対する嫌がらせ行為(offender harassment)が問題となっている。合衆国で報告された自警団的行為また嫌がらせ行為の極端な例をいくつか紹介する。

例 1) ニュージャージー州では登録情報の書かれたチラシに反応した地域住民が強姦犯人の家に発砲した。

例 2) オレゴン州では性犯罪者が銃で脅迫された、犯罪者の自宅が放火された。

例 3) ワシントン州で FBI 職員を装った地域住民が性犯罪者の自宅に入り、2 名を射殺した。

全州で嫌がらせ行為が報告されているが、ほとんどが失職、脅迫、中傷や口頭での愚弄である。

3 我が国の性犯罪者対策

1999 年 12 月(平成 11 年)：「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」

↓

2004 年 11 月(平成 16 年)：奈良女児誘拐殺人事件

↓

2005 年 5 月(平成 17 年)：「子どもを犯罪から守る対策の推進要領の制定について」

とりわけ暴力的性犯罪を対象にしたものが「**子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施**について」

(6 月 1 日から実施)

↓

2005 年 9 月(平成 17 年)：出所情報提供の対象犯罪を性犯罪に限らない「凶悪・重大犯罪、窃盗や薬物乱用など常習性が高い罪種など 20 数罪種」に拡大した制度の実施

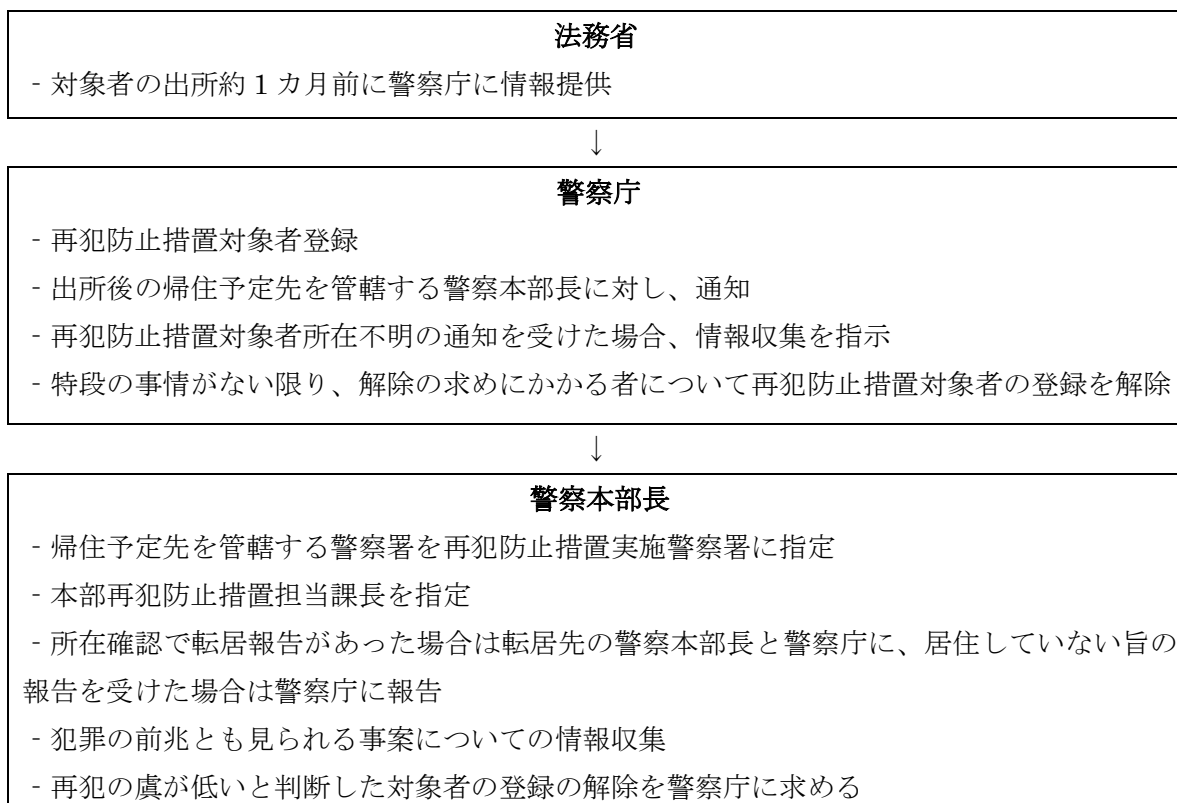
↓

2010 年 6 月(平成 22 年)：「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置」見直し(2011 年 4 月から実施)

3-1 子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置制度

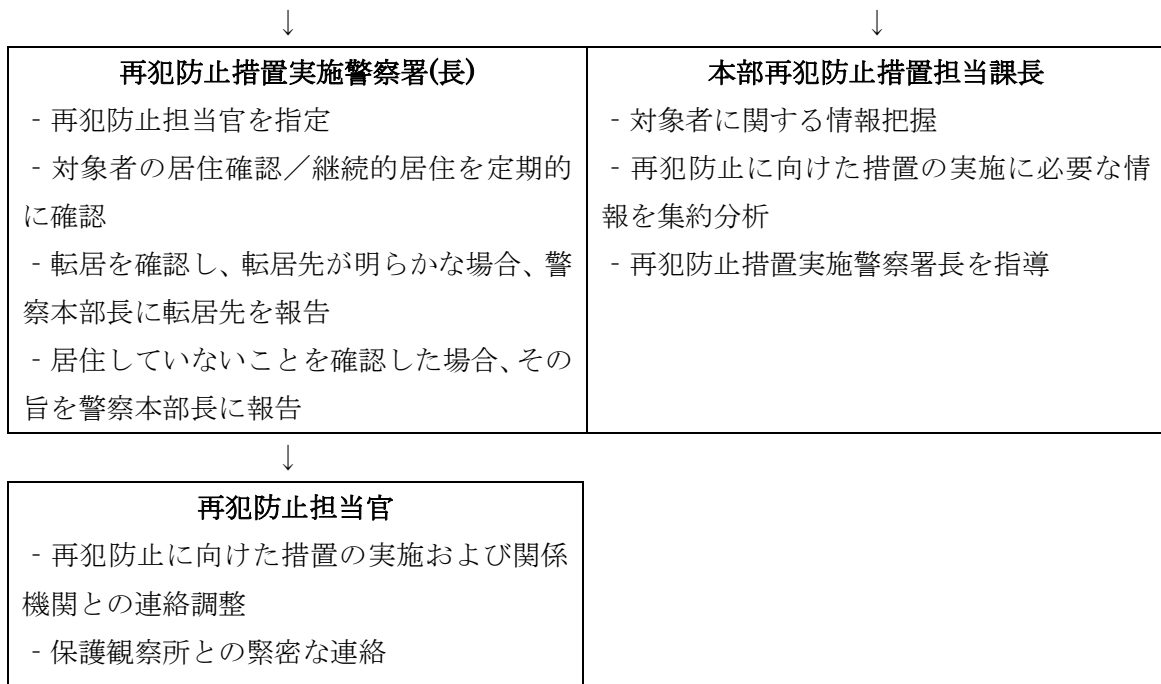
- ①目的：法務省から本制度対象者の出所情報の提供をうけて
- 犯罪の未然防止をすること
 - 犯罪発生後の捜査に活用すること
- ②子ども対象・暴力的性犯罪：被害者が13歳未満で次に挙げる4罪種。³
- 強制わいせつ(刑法第176条)、同未遂(刑法第179条)及び同致死傷(刑法第181条)
 - 強姦(刑法第177条)、同未遂(刑法第179条)及び同致死傷(刑法第181条)
 - 強盗強姦、同致死(刑法第241条)及び同未遂(刑法第243条)並びに常習強盗強姦(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条)
 - 営利目的等略取及び誘拐(刑法第225条)のうちわいせつ目的のもの及び同未遂(刑法第228条)
- ③対象者：対象犯罪によって懲役の刑を執行された者で、再犯防止に向けた措置を組織的かつ断続的に講ずる必要がある者として警察庁が登録する者。

④措置の実施体制／措置の内容⁴



³ 松坂規生「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を含む子どもを犯罪から守るための対策について」、「警察学論集」2005年9月 第58巻9号 15頁

⁴ 紙谷雅子「日本における『メーガン法』」、「比較研究法」2008年 第70巻 16-17頁



⑤留意事項

- 再犯防止措置対象者の更生、社会復帰を妨げてはならない
- 対象者関連情報の適正管理、秘密の厳守

⑥対象犯罪以外を犯した者についての特例

本制度対象犯罪以外の犯罪を犯して懲役又は禁錮の刑を執行された者であっても、当該犯罪の動機、手口などからみて再犯防止措置対象者と同じ措置を講ずる必要性が高いと警察本部長によって認められ、警察庁と法務省からも適当であると判断された場合は再犯防止措置対象者として登録される。

3-2 制度の運用状況 (2005年6月から2010年5月末まで)

- 法務省から出所情報提供があった対象者：740人

{	満期釈放 440人
	仮釈放 297人
	その他 3人
- 所在不明 55人 所在確認中 145人 計 200人が所在確認に至っていない
- 再検挙 170人 うち 105人が性犯罪
 - さらにそのうち 49人が子ども対象・暴力的性犯罪

3-3 見直しでの変更点

2010年6月に本制度運用開始から5年経過したことを受けて、その間の運用状況を分析し警察庁・法務省両省庁の協議によって見直し内容が合意に至った。2011年4月から実施されている。

- ①所在確認方法：原則、警察官が再犯防止措置対象者の住居を訪問し、同人と接触することによって実施する。その際、制服を着用しない、言葉遣い・態度に気をつける。
- ②登録の解除：警察本部長が再犯のおそれがあると判断し登録の継続を求め、警察庁に相当であると認めるときを除いて、再犯防止措置対象者が出所後性犯罪で再検挙されずに一定期間経過したときは、警察庁は当該対象者の登録を解除する。
- ③対象者への事前告知：子ども対象・暴力的性犯罪を犯して懲役又は禁錮の刑を執行されて刑務所に収容されている者に対して再犯防止措置制度の告知をする。告知した際に警察の連絡先を教示し、警察官の来訪を好まないのであればその旨を警察に連絡してもらう。
- ④帰住予定先の聞き取り強化：子ども対象・暴力的性犯罪を犯して懲役又は禁錮の刑を執行されて刑務所に収容されている者に対して帰住予定先の聞き取りを強化する。

3-4 面談制度

- ①面談の意義：再犯防止措置対象者に対して再犯防止に向けた助言・指導を行うこと、同人からの相談に応じるなどによって信頼関係を築くよう努力すること、要望に応じて出所者の社会復帰への支援事業のある機関・団体を紹介するなどの必要な支援を行うこと
- ②目的：警察の存在を身近に感じることで自制心を保つこと
更生意欲を持たせること、奮い立たせること

③対象者：再犯防止措置対象者のうち再犯を犯す可能性が特に高いと考えられるもの
例)暴力的性犯罪の前歴を複数回有し、出所時 50 歳未満の者
出所後性犯罪で再検挙されたもの

④実施方法：面談を実施するには面談対象者の同意を要する。面談対象者が拒む場合は面談を実施しない。

3-5 見直し後も残る問題点

- ① 住所登録が義務化されていない → 所在確認が困難
- ② 面談を実施するには面談制度対象者の同意が必要 → 本当に面談する必要がある人に面談を実施することができない、実効性の低さ
- ③ 13 歳以上の暴力的性犯罪は対象でない → 性犯罪者で出所情報が登録されているのはほんの一部にすぎない
※H22 年度の強姦の認知件数 1289 件、そのうち 13 歳未満の被害者 55 人⁵

4 私案

4-1 住所登録の義務化

再犯防止措置対象者は出所前に帰住予定先を報告した上で、出所後に居住し始めてから 30 日以内に再犯防止措置実施警察署へ住所の登録をする義務を負う。

転居する場合は転居先を登録する義務も負う。

この登録義務の怠慢や虚偽の住所を登録したものには 5 万円以下の過料を課す。

再犯防止措置対象者の正確な所在地を把握できていないことによって所在確認が困難になっている、また多くの所在不明者がいる現状への改善策

目的：①所在確認の円滑化

②出所者の正確な所在地把握による犯罪の未然防止、捜査への活用

(③将来的に全国データベースを構築することを想定した情報収集力の強化)

☆反論

—なぜ性犯罪者だけに登録義務を課すのか

—情報管理の仕方はどうするのか

⁵ 平成 23 年度版 犯罪白書

4-2 立ち入り禁止区域の設置

再犯防止措置対象者の立ち入り禁止区域を設ける。具体的には学校、公園、託児施設などである。

現行制度で再犯防止措置対象者に直接働きかけているものが面談制度 → その面談制度も対象者の同意を必要とするためその実効性に疑問



再犯防止措置対象者に直接働きかける、かつ再犯防止に効果的であると考えられる代替案 (メーガン法の制度としてアメリカでは緩衝地帯(バッファゾーン)を設けている、または検討している州が増えてきていることも参考)

- 目的：①子ども対象・暴力的性犯罪者を彼らの性的衝動を駆り立てる子どもと接触の少ない環境に置くこと
②潜在的被害者との接触を減らすこと
③ターゲットとなる子どもを探すことのないようにすること

確認方法：警察による該当区域の巡回

立ち入り禁止区域に侵入したことが判明したときは指導・警告処分

☆反論

一効果に関する疑問

…区域外についての考慮、アメリカのようにGPSはつけないのか

論点 ①住所登録は義務化するべきか否か。

②立ち入り禁止区域をもうけるべきか否か。または、どのように再犯防止措置対象者に再犯防止を目的に直接働きかけることができるか。

参考文献

- 梅田久枝『『ミーガン』から『ジェンナ』まで一性犯罪対策法の拡大』、「ジュリスト」1998年7月 No1134 106頁
- 三枝有「刑事情報公開の在り方—ミーガン法の状況」、「中京大学社会科学研究所 社会科学研究」1998年 第19巻1号
- 藤本哲也「ミーガン法って知ってますか?」、「戸籍時報」1999年11月 No508 54-59頁
- 平山真理「ミーガン法の成立過程と問題点—被害者保護政策論のための考察—」、「犯罪社会学研究」2000年 第25号 104-122頁
- 平山真理「アメリカ合衆国のミーガン法の成立とその実質的帰結」、「犯罪と非行」2000年8月 第125巻 85-104頁
- 藤本哲也「ミーガン法の連邦法化と合衆国憲法上の問題点」、「宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第1巻」成文堂 199-220頁
- 藤本哲也『『性犯罪者前歴登録告知法』制定の是非についての議論の必要性』、「罪と罰」2005年3月 第42巻2号 37-43頁
- 藤本哲也「カリフォルニア州のミーガン法—インターネットによる情報公開の開始」、「戸籍時報」2005年8月 No587 35-42頁
- 藤本哲也「アメリカにおける性犯罪者対策」、「犯罪と非行」2006年9月 No149 88-110頁
- スコット・マトソン「社会に潜む性犯罪者：米国の教訓(Sex Offenders in Our Community: Lessons from the Unites States)」、「警察学論集」2006年10月 第59巻10号 20-37頁
- 千代原亮一「性犯罪者情報公開法の合憲性—ミーガン法からジェシカ法へ—」、「大阪成蹊大学 司法研究所紀要」2007年 第5巻1号 109-127頁
- 松井茂記「アメリカ」、「比較法研究」2008年 第70巻 4-13頁
- 保坂啓介「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置について」、「警察公論」2005年8月 第60巻8号 12-19頁
- 松坂規生「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を含む子どもを犯罪から守るための対策について」、「警察学論集」2005年9月 第58巻9号 1-30頁
- 紙谷雅子「日本における『ミーガン法』」、「比較法研究」2008年 第70巻 14-18頁
- 上野正史「警察における性犯罪対策—子どもに対する犯罪への対策を中心に」、「警察学論集」2009年3月 第62巻3号 110-119頁
- 太田達也「我が国における性犯罪者の再犯防止対策—現状と課題—」、「警察学論集」2009年3月 第62巻3号 120-139頁
- 加藤伸宏『『子ども対象・暴力的性犯罪の出所者の再犯防止措置制度』の見直しについて』、「警察学論集」2011年5月 第64巻5号 1-21頁
- 原田貢「子ども対象・暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止措置制度の見直しの概要等」、

「警察公論」 2011年5月 第66巻5号 12-16頁

藤本哲也「日本における性犯罪者の再犯防止策について」、「警察学論集」 2012年6月
第65巻6号 92-106頁

大阪府 HP <http://www.pref.osaka.jp/> 青少年・地域安全室治安対策課

「平成23年度版 犯罪白書 ー少年・若年犯罪者の実態と再犯防止ー」 法務省法務総合
研究所編

<http://law.onecle.com/new-jersey/2c-the-new-jersey-code-of-criminal-justice/14-2.html>

<http://law.onecle.com/new-jersey/2c-the-new-jersey-code-of-criminal-justice/14-3.html>